

## 国家外貨管理局、『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』政策解答

### 外貨クロスボーダープーリングを可能にした23号通知に対する解説

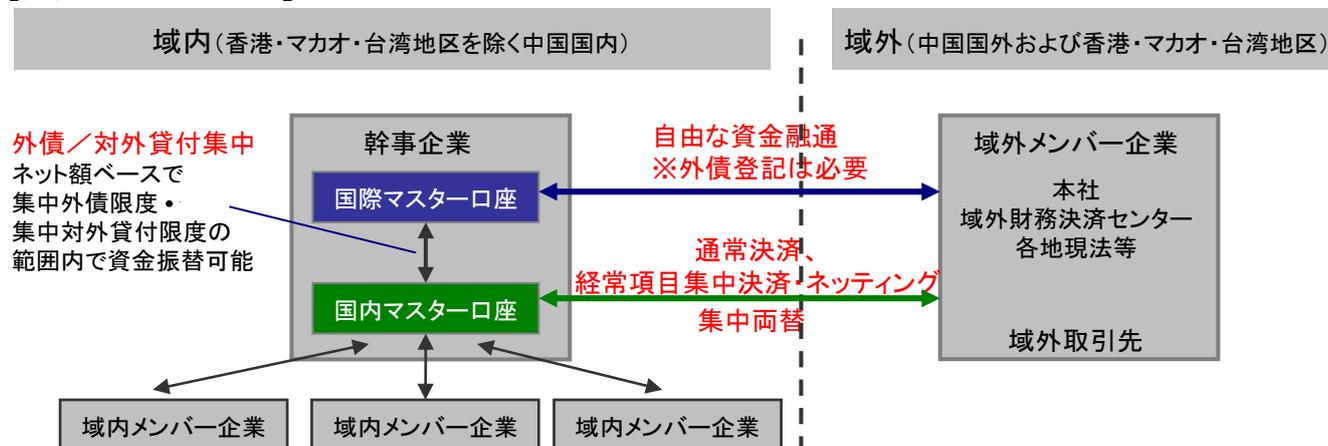
トランザクションバンキング部

今般、23号通知では説明されていない内容について、国家外貨管理局の解説が発表されましたので、ご紹介致します。

23号通知とは、国家外貨管理局が2014年4月18日付で公布した『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」公布に関する通知』(匯發[2014]23号)のことで、これは中国域内全域の企業を幹事企業とした外貨資金集中運営管理(外債枠の集中、対外貸付枠の集中、外貨両替の集中)、經常項目外貨集中決済・ネットイングを可能とした通知です。

多国籍企業の外貨資金集中運営管理では、図表1のスキーム図のように、中国内の幹事企業が「国際マスター口座」と「国内マスター口座」を開設することで、域外との自由な資金融通が可能になりました。外貨資金集中運営管理の詳細な内容につきましては、『BTMU(China)実務・制度ニュースレター第95期』<sup>1</sup>をご覧ください。

【図表1：スキーム図】



【図表2：23号通知に対する解説】

項目	解説内容
口座開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 23号通知では「所在地の銀行で国際、国内マスター口座を開設しなければならない」とされているが、所在地の定義は幹事企業が登記した「省級区域」とされた。</li> <li>✓ 国際、国内マスター口座は同一銀行にて開設するが、モニタリングの要求を満たせば異なる銀行での開設も可能。</li> <li>✓ メンバー企業の口座は取引銀行の各支店にて開設可能。ただしメンバー企業の国内マスター口座の収支申告は幹事企業所在地で行う。</li> <li>✓ 国際、国内マスター口座とも資金の性質の違いによって、サブ口座の開設が可能。通貨種類の異なる口座も開設可能。</li> </ul>

<sup>1</sup> 『BTMU(China)実務・制度ニュースレター第95期』：<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314043001.pdf>

国際 マスター 口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際マスター口座のみの開設でも、域外メンバー企業間の集中決済とネットィングは可能だが、域外メンバー企業が域内メンバー企業と経常項目下の集中決済及びネットィングを行う場合、国内マスター口座を開設する必要有り。</li> <li>✓ 国際マスター口座はマルチカレンシー口座で、異なる通貨の口座間での資金両替は銀行を経由して自由に行うことができ、国内資金マスター口座への振替も可能。但し、外貨資金の人民元転は不可。</li> <li>✓ 23号通知では「当座貸越の用途は対外支払に限定」されていたが、国際マスター口座には当座貸越限度枠が無く、域外貸付及びその他の目的に用いることが可能とした。</li> <li>✓ 23号通知の「国際マスター口座を通じて吸収した預金は10%を超過しない限度内で域内にて運用する」とは、国際マスター口座の預金は、日々全額銀行本店が吸い上げ、90%の資金は銀行が域外に開設した専用口座へ振替え、10%の資金は域内使用に留める、ということ。</li> </ul>
国内 マスター 口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 理財商品購入の資金原資に制限無し。但し、対象は元本保証型理財商品で、国内マスター口座の開設銀行で理財商品に投資する。元転後資金（外債を原資とすることも可）での定期預金作成、元本保証型理財商品の購入も可能。</li> <li>✓ 企業は自由元転する資金の性質を銀行に報告し、銀行は審査を行う。</li> <li>✓ 外貨資本金の元転支払待ち専用口座の資金を同一名義の一般口座に振替えた上での対外支払は不可。元転支払待ち専用口座の資金をメンバー企業の元転支払待ち専用口座への振替は可能。</li> <li>✓ 国内マスター口座内の資金のみ自由元転可能。</li> <li>✓ 国内マスター口座に集中された外債は中資・外資とも自由元転可能。</li> <li>✓ 経常資金は国内マスター口座からプーリング・メンバー企業の経常口座に入金して元転することも、他行同一名義口座に入金して元転することも可能。</li> <li>✓ 国内マスター口座資金の両替は、口座開設銀行と元転銀行が異なっても良いが、元転資金が直接投資資金及び外債資金である場合、翌日までに幹事企業取引銀行の元転支払待ち専用口座に戻さなければならない。</li> </ul>
日越え O/D	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国内・国際マスター口座の当座貸越（日越え O/D）の期限は合理的に設定し、かつ無限に延長することは不可。</li> </ul>
資金移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 域外支払ニーズがある場合、他行にある同一名義口座への振替が可能。</li> </ul>
外債枠・ 域外貸付 枠の集中	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特別敏感産業である担保、コンサルティング、不動産企業等は外債枠の集中不可。ファイナンスリース会社は外債限度額の集中が可能。</li> <li>✓ 外債登記において一回目は包括的な貸借契約書の提出が可能で、変更が無ければ直接入金可能。債権者、通貨種類に変更が生じた場合、都度入金前に外債登記を行なう。</li> <li>✓ 外債枠を提供していない域内メンバー企業も集中した外債枠を使用可能。</li> <li>✓ 外債と対外貸付へのヘッジと、域外取得人民元を原資とする域外貸付返済が可能。</li> <li>✓ 域内メンバー企業の外債枠を全量集中して使用することも、域内メンバー企業の一部の外債枠を集中して使用することも可能。</li> </ul>
集中決済 & ネットィ ング	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 集中決済及びネットィングの参加企業は、域内はメンバー企業だが、域外はメンバー企業以外のサプライチェーンの川上・川下企業等でも可能。</li> <li>✓ グループ内ネットィングについて、幹事企業が内部両替をして資金を相殺することは不可。両替資格を持つ財務公司のみが対応可能。</li> </ul>
申請関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 前年度の外貨収支規模が1億米ドル超とは、経常項目収支と資本項目収支、クロスボーダー人民元収支を米ドルに換算したものを含む。</li> <li>✓ 貨物貿易に従事する企業のみならず、サービス貿易にのみ従事する企業も幹事企業あるいはメンバー企業となることが可能。</li> <li>✓ 分公司もプーリングに参加可能。参加企業が分公司のみでも（国内あるいは国外）、資金集中運営管理の申請が可能。</li> <li>✓ 当局へ備案（届出）済の企業は業務変更が発生しない限り、再度当局宛の変更備案は不要。</li> </ul>

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》 政策解答（一）</b></p> <p>1 问：《跨国公司外汇集中运营管理规定（试行）（汇发[2014]23 号）》发布后，《境内企业内部成员外汇资金集中运营管理规定》（汇发[2009]49 号）文作废吗？</p> <p>答：汇发[2009]49 号继续有效。如果资金池是基于汇发[2009]49 号文搭建的，仍按原法规执行。如需调整为跨国公司资金集中运营，按照 23 号文备案。</p> <p>2 问：汇发[2014]23 号第二条和第三条强调跨国公司应在所在地银行开立国内、国际外汇资金账户，如何理解所在地？</p> <p>答：23 号文之所以规定国内、国际资金主账户应在主办企业所在地银行开立，主要是考虑所在地外汇局对试点企业的有效监管。所在地可以理解为主办企业注册所在省级区域。</p> <p>3 问：在企业只开立国际外汇资金主账户的情况下，该账户能否对境外成员企业进行集中收付汇及净额轧差？能否与境内、外客户发生经常项目下收付汇？</p> <p>答：如只开立国际资金主账户，可以做境外成员企业间集中收付汇和轧差结算。但国际外汇资金主账户在功能及定位上与国内外汇资金主账户仍存在区别，不能与境内成员企业发生经常项目资金往来。境外成员企业如需与境内成员企业叙作经常项下集中收付汇及轧差净额结算业务，应开立国内外汇资金主账户。</p> <p>4 问：国际、国内资金主账户是否可以在不</p>	<p style="text-align: center;"><b>『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』 政策解答（一）</b></p> <p>問1：『多国籍企業外貨集中運営管理規定（試行）（匯發[2014]23 号）』公布後，『域内企業内部メンバー外貨資金集中運営管理規定』（匯發[2009]49 号）文書は廃止されたのか？</p> <p>答：匯發[2009]49 号は引続き有効。プーリングが匯發[2009]49 号文書に基づき構築されている場合、引続きもとの法規に基づき執行する。多国籍企業資金集中運営として調整が必要な場合、23 号文に基づいて備案（届出）する。</p> <p>問2：匯發[2014]23 号の第二条と第三条で多国籍企業は所在地の銀行で国内、国際外貨資金口座を開設しなければならないと強調されているが、所在地をどう理解すればよいか？</p> <p>答：23 号文で国内、国際資金マスター口座は幹事企業所在地の銀行で開設しなければならないと規定した理由は、主に所在地の外貨管理局がパイロット企業に対して有効な監督管理を行うことを考慮しているため。所在地とは幹事企業が登記した所在省級区域と理解して良い。</p> <p>問3：企業が国際外貨資金マスター口座のみを開設する場合、当該口座は域外メンバー企業に対して集中決済及びネットィング決済を行うことは可能か？域内、域外の顧客との間に発生した經常項目下の決済は可能か？</p> <p>答：国際資金マスター口座のみを開設している場合、域外メンバー企業間の集中決済とネットィング決済を行うことができる。ただし国際外貨資金マスター口座は機能及び位置付けにおいて国内外貨資金マスター口座とは異なるため、当該口座を利用して域内メンバー企業と經常項目の資金決済を行ってはならない。域外メンバー企業が域内メンバー企業と經常項目下の集中決済及びネットィング決済を行う必要がある場合、国内外貨資金マスター口座を開設しなければならない。</p> <p>問4：国際、国内資金マスター口座は異なる銀行で開設</p>

<p>同銀行开立？</p> <p>答：企业选择双账户结构（国内主、国际主同时开立）时，原则上在同一家银行机构开立国际、国内主账户对应的账户体系，但可以在多家银行（最多3家）开立多套类似账户体系。但如能满足监管要求，也可以开在不同银行。</p>	<p>できるか？</p> <p>答：企業が2つの口座構成（国内マスター、国際マスターを同時に開設）を選択する時、原則として同一銀行機関で国際、国内マスター口座をセットで開設しなければならないが、複数の銀行で（最大3行）同様の口座セットを開設することもできる。しかし管理監督の要求を満たせば、異なる銀行での開設も可能。</p>
<p>5 問：国際主账户多币种之间是否可以自由进行外汇买卖、进行币种转换？</p> <p>答：国際資金主账户为多币种账户，不同币种资金均可以纳入。这些不同币种账户间资金可以通过银行进行买卖，也可以在实行外债规模管理的条件下调入国内資金主账户。但外币资金不可办理结汇。</p>	<p>問5：国際マスター口座の多通貨間で自由に両替、通貨種類を転換することはできるか？</p> <p>答：国際資金マスター口座はマルチカレンシー口座であり、異なる通貨の資金の預け入れができる。これらの異なる通貨の資金は銀行を通じて両替でき、また外債枠管理の下で国内資金マスター口座に振替えることもできる。ただし外貨資金は人民币両替することはできない。</p>
<p>6 問：国際資金主账户是否需缴纳存款准备金？</p> <p>答：根据人民银行统一规定办理。</p>	<p>問6：国際資金マスター口座については預金準備金を納める必要があるか？</p> <p>答：人民銀行の規定に基づいて統一的に処理する。</p>
<p>7 問：参加跨国公司外汇资金集中收付汇及轧差结算的企业是否必须是境内外成员公司？是否可以包括供应链上下游企业，如境外非成员企业？</p> <p>答：境内应为成员公司，境外可以是成员公司之外的其他交易对手，如供应链上下游企业等。</p>	<p>問7：多国籍企業外貨資金集中決済及びネットィング決済に参加する企業は域内外のメンバー企業でなければならないか？サプライチェーンの川上・川下企業を含むことはできるか、例えば域外非メンバー企業はどうか？</p> <p>答：域内はメンバー企業でなければならないが、域外はメンバー企業以外のその他取引先でも可能、例えばサプライチェーンの川上・川下企業等。</p>
<p>8 問：国内外汇資金主账户の資金投资理财产品的资金性质有无限制？理财产品是否应为保本型理财产品？</p> <p>答：資金性質并无限制，理财产品应为保本型理财产品，原则上应在国内資金主账户的开户行投资理财產品。</p>	<p>問8：理財商品に投資する国内外貨資金マスター口座資金の性質に制限はあるか？理財商品は元本保証型理財商品でなければならないか？</p> <p>答：資金の性質に制限は無いが、理財商品は元本保証型理財商品でなければならず、原則として国内資金マスター口座の開設銀行で理財商品の投資を行わなければならない。</p>
<p>9 問：匯發[2014]23号第七条有关外汇收支规模1亿美元应如何理解？</p> <p>答：1亿美元外汇收支規模中既包括经常項下收支，也包括資本項下收支。跨境人民币</p>	<p>問9：匯發[2014]23号第七条の1億米ドルの外貨収支規模とはどう理解すべきか？</p> <p>答：1億米ドルの外貨収支規模には經常項目収支、資本項目収支が含まれる。クロスボーダー人民币収支は米ド</p>

收支规模可以折算为美元计入。

10 问：汇发[2014]23 号第九条规定特殊敏感行业不得参与及共享归集的外债额度，这里特殊敏感行业具体指那些行业？

答：跨国公司外汇资金集中运营管理政策是以支持实体经济为基本原则，对于担保、咨询等非实体行业及房地产等敏感性行业原则上应不得参与共享归集外债额度。融资租赁公司可以参加共享外债额度，具体额度由所在地分局根据当地外汇收支形势等确定。

11 问：国际外汇资金主账户透支有无额度限制，该透支是否也可用于境外放款？

答：23 号文未对该账户透支进行额度限制。该账户透支可以用于境外放款及其他目的。

12 问：汇发[2014]23 号第十五条透支资金只能用于对外支付,这里对外支付是否也包括境内成员公司因在他行有对境外支付需求的划转？

答：如果主办企业有在他行对境外的支付需求，可以进行同名划转。但如境内成员公司有同样需求，须将资金池资金按照资金来源性质从国内外汇资金主账户划至资金池内成员公司对应的经常项目账户或者资本项目账户，再进行同名划转至他行。透支资金遵循同样原则划转，前提是成员公司应保证往他行的透支资金用于对外支付。

13 问：成员公司是否可在主办企业所在地合作银行的其他分行开立账户并将资金划入资金池内，而无须一定要在主办企业所在地银行开立账户？

答：是的。但是主办企业代替成员公司在国内资金主账户的收支申报应在主办企业所在地

ルに換算して算入することができる。

問 10: 匯發[2014]23 号第九条にて特別敏感産業は外債限度額を集中及び使用してはならないと規定している、この特別敏感産業とは具体的にどの産業を指すのか？

答：多国籍企業外貨資金集中运营管理政策の基本原則は实体经济を支援することで、担保、コンサルティング等の産業及び不動産等の敏感産業は原則として外債限度額の集中に参加してはならない。ファイナンスリース会社は外債限度額の集中に参加することができ、具体的な限度額は所在地の外管局分局が当地の外貨収支情勢等に基づき査定する。

問 11：国際外貨資金マスター口座の当座貸越枠は制限があるか、当該当座貸越枠は域外貸付に用いることができるか？

答：23 号文は当該口座の当座貸越に対して限度額を設けていない。当該口座の当座貸越資金を域外貸付及びその他目的に用いることはできる。

問 12: 匯發[2014]23 号第十五条の当座貸越資金は对外支払にのみ使用できるが、ここでの对外支払は域内メンバー企業が他行で域外支払を行う必要がある場合の他行への振替を含むか？

答：幹事企業が他行で域外に対する支払需要がある場合、他行の同一名義口座への振替を行うことができる。ただし域内メンバー企業に同様のニーズがある場合、プーリング資金は資金源泉の性質に基づいて国内外貨資金マスター口座からプーリング・メンバー企業の対応する経常項目口座あるいは資本項目口座に振替えてから他行の同一名義口座への振替を行う。当座貸越資金は同様の原則を遵守して振替できるが、前提としてメンバー企業は他行に振替えた当座貸越資金を对外支払に用いることを保証しなければならない。

問 13: メンバー企業が幹事企業所在地の取引銀行の他の支店で口座を開設し資金をプーリングに振替えることは可能か、また幹事企業所在地の銀行で口座を開設する必要があるか？

答: その通り。ただし幹事企業はメンバー企業に代わって国内資金マスター口座の収支申告を幹事企業所在地

完成。

14 問：根据 23 号文件第七条，十三条，二十八条的要求，主办企业和成员企业均为从事贸易的企业，且进入名录的 A 类企业。但对于不从事货物贸易，仅从事服务贸易的企业是否意味着没有办法成为主办企业或成员企业？

答：仅从事服务贸易的企业可以按规定成为主办企业或成员企业，23 号文件允许服务贸易轧差净额结算。

15 問：23 号文第十九条有关外债签约登记，在首笔外债资金入账前，提交的合同是否针对此笔外债？该合同是否应由成员企业共同签订的一个框架合同，针对今后由境外成员公司划入国际资金主账户资金的约定呢？以后的资金入账，是否还需要做外债签约登记手续？

答：首笔外债签约登记应在入账前完成，提交境内外成员之间的框架性借款合同，之后如无重大事项变更，从境外成员公司融入的资金，可以直接入账；如果外债资金来源于第三方或债权人、币种发生变化，应在入账前逐笔到外汇局进行外债签约登记。

16 問：如果一境内成员公司没有贡献任何外债额度，该境内成员公司是否享受主办企业归集的外债额度？

答：没有贡献任何外债额度的境内成员企业可以按《规定》要求使用主办企业归集的外债额度内借用的外债资金。

17 問：外债额度的部分集中，是指以成员公司为单位进行划分是否集中，还是成员公司本身的外债也可部分集中、部分不集中？

答：两种情况都可以。外债额度的部分集中，可以将境内成员企业的尚可使用外债额度全部集中，也可以集中境内成员企业的部分尚

で完了させなければならない。

問 14：23 号文第七条、十三条、二十八条の要求に基づき、幹事企業とメンバー企業は全て貿易に従事する企業であり、かつ外貨管理分類上の A 類企業であること。ただし貨物貿易に従事せず、サービス貿易にのみ従事している企業は幹事企業あるいはメンバー企業となる方法は無いと理解してよいか？

答：サービス貿易にのみ従事する企業は規定に基づき幹事企業あるいはメンバー企業となることは可能で、23 号文書はサービス貿易のネットイング決済を許可している。

問 15：23 号文第十九条における外債契約登記について、初回の外債資金が口座に入る前に、提出する契約書は当該外債を対象にすべきか？当該契約はメンバー企業が共同で締結する包括的契約にすべきか、今後域外メンバー企業が国際資金マスター口座に振替える資金に対する契約をどうすべきか？今後の資金入金も外債契約の登記手続が必要か？

答：初回の外債契約登記は入金前に完了しなければならず、域内外メンバー間の包括的借入契約を提出することになり、その後重大事项の変更が無ければ、域外メンバー企業から借入れた資金は直接入金できる；外債資金の源泉が第三者あるいは債権者であり、通貨種類の変更が発生した場合、入金の都度、事前に外貨管理局で外債契約登記をしなければならない。

問 16：域内メンバー企業が外債限度額に貢献していない場合、当該域内メンバー企業は幹事企業の外債限度集中を享受できるか？

答：外債限度額に貢献していない域内メンバー企業は『規定』の要求に基づき幹事企業が集中した外債限度内で借入れた外債資金を使用することができる。

問 17：外債限度額の部分集中とはメンバー企業単位で集中することを指すのか、それともメンバー企業自身の外債を一部集中し、一部集中しないことを指すのか？

答：どちらも可能。外債限度の部分集中は域内メンバー企業の外債限度を全部集中して使用することもできるし、域内メンバー企業の一部の外債限度を集中して使用

<p>可使用外債額度。</p> <p>18 問：企業辦理外債和對外放款業務後，可否辦理外債和對外放款資金保值業務？對外放款可否償還人民幣？</p> <p>答：可以，需要滿足真實交易背景要求。在符合人民銀行政策要求的前提下，對外放款可以用境外合法獲得的人民幣償還。</p>	<p>することもできる。</p> <p>問 18：企業が外債と対外貸付を行った後、外債と対外貸付資金のヘッジを行うことはできるか？対外貸付は人民元で返済できるか？</p> <p>答：可能、真実の取引背景を有するという要求を満たすことが必要。人民銀行の政策要求に合致するという前提で、対外貸付に対しては域外で合法的に取得した人民元を用いて返済できる。</p>
<p>19 問：第 22 条有关意愿结汇。企业和银行是否有真实申报和审核国内外汇资金主账户内资金性质以便办理后续结汇手续的义务？</p> <p>答：有义务。企业有义务如实披露资金性质；银行应对企业申报进行相应审核，确保资金性质的准确性。</p>	<p>問 19：第 22 条は自由元転について。企業と銀行は、後に行う元転手続きのために、国内外貨資金マスター口座内の資金の性質を真実に基づいて申告・審査する義務は有るか？</p> <p>答：義務有り。企業は実際の資金の性質を公開する義務がある；銀行は企業の申告に対して相応の審査を行い、資金の性質の正確性を確実に保証しなければならない。</p>
<p>20 問：对意愿结汇后资金使用的单据审核，银行是否可自行确定审核单据的一或两种以上？如合同,或发票(必要时进行网上发票核查), 或支付清单。</p> <p>答：银行应按照真实性原则和展业“三原则”，审核相关单据办理支付。</p>	<p>問 20：自由元転後の資金使用のエビデンス審査に対して、銀行は自ら審査エビデンスを 1 種類あるいは 2 種類以上と決めることはできるか？例えば、契約書、インボイス（必要時はオンライン・インボイス調査を実施）、あるいは支払明細リスト。</p> <p>答：銀行は真実性原則と“三原則”に基づき、関連エビデンスを審査し支払を行う。</p>
<p>21 問：外商直接投资项下外汇资金、外债资金结汇进入主办企业的结汇待支付账户后，是否可以在境内成员企业间统一调度使用？</p> <p>答：主办企业结汇后，人民币资金可以在境内成员企业间统一调度使用。主办企业可以将结汇后的人民币资金下拨给境内成员企业单独开立的资本项目--结汇待支付账户，也可以从主办企业的资本项目--结汇待支付账户直接支付给第三方。</p>	<p>問 21：外商直接投資項目下の外貨資金、外債資金を元転して幹事企業の元転支払待ち口座に入金した後、域内メンバー企業間で統一管理して使用できるか？</p> <p>答：幹事企業が元転した後、人民元資金は域内メンバー企業間で統一管理して使用できる。幹事企業は元転後の人民元資金を域内メンバー企業が単独で開設した資本項目 - 元転支払待ち専用口座に振替えることができ、幹事企業の資本項目 - 元転支払待ち専用口座から直接第三者へ支払うこともできる。</p>
<p>22 問：对于国内外汇资金主账户内成员 A 直接投资项下资金，结汇后提供给成员 B 使用后，B 偿还给 A 的资金可否再按资本金管理方式办理结汇？</p> <p>答：资本金原则上应结汇一次。如资本金或</p>	<p>問 22：国内外貨資金マスター口座内のメンバーA の直接投資項目資金に対して、元転後にメンバーB に提供して使用した後、B が A に返済する外貨資金は資本金管理方式に基づき元転できるか？</p> <p>答：資本金の元転は原則として一度でなければならな</p>

其结汇资金共享使用，区分成员企业偿还资金的性质分别处理，如偿还资金为经常项目资金，按经常项目管理规定办理，不再属于资本金结汇；如偿还资金为资本项目资金，按照资本项目管理规定办理；属于资本金的，仍需遵守资本金结汇管理规定。

23 问：直投项下资金、外债资金实现意愿结汇后，所得人民币是否可以存定期或者购买理财产品？

答：直投项下资金、外债意愿结汇后，可以存定期、购买保本型理财产品。

24 问：人民币专用存款账户是否允许成员公司零星费用支出？

答：可以，由银行按照真实性原则和展业“三原则”，审核并留存成员公司相关单据办理。

25 问：如果成员公司因特殊原因需通过他行的同名人民币账户进行支付，是否可以将人民币专用存款账户资金划至他行同名人民币账户？

答：人民币专用存款账户（结汇待支付账户）属于专户管理，原则上不得通过开户行或他行的同名人民币账户进行支付。

26 问：对于成员之间基于真实贸易背景的支付，是否允许将人民币专用存款账户资金划至交易对手，即另一家成员企业？

答：允许。但银行应按照真实性原则和展业“三原则”，审核并留存相关单据后办理。

27 问：如果成员企业不在国内外汇资金主账户内对直接投资项下的资金进行结汇，退回

い。資本金あるいはその元転資金を共に使用する場合、メンバー企業が返済する資金の性質を区別して処理し、返済資金が經常項目資金の場合、經常项目管理規定に基づき処理するもので、資本金元転には属さない；返済資金が資本項目資金の場合、資本项目管理規定に基づき処理する；資本金に属する場合、依然として資本金元転管理規定を遵守しなければならない。

問 23：直接投資項目下の資金、外債資金の自由元転後の人民币を以って定期預金に預けるあるいは理财产品を購入することはできるか？

答：直接投資項目下の資金、外債の自由元転後の人民币を以って定期預金に預け、元本保証型理财产品を購入できる。

問 24：人民币専用預金口座の資金はメンバー企業の小口費用支出に使用することはできるか？

答：可能、銀行は真实性原則と“三原則”に基づき審査し、且つメンバー企業の関連エビデンスを保存して処理する。

問 25：メンバー企業が特別な要因により、他行の同一名義人民币口座を通して支払いを行う場合、人民币専用預金口座の資金を他行同一名義の人民币口座に振替できるか？

答：人民币専用預金口座（元転支払待ち専用口座）は専用口座の管理に属するため、原則口座開設銀行あるいは他行の同一名義人民币口座へ振替えて支払を行ってはならない。

問 26：メンバー企業間における真実の貿易の背景に基づく支払に対して、人民币専用預金口座の資金を取引相手、つまり別のメンバー企業に振替えることはできるか？

答：許可する。ただし銀行は真实性原則と“三原則”に基づき審査し、且つ関連エビデンスを保存して処理しなければならない。

問 27：メンバー企業が国内外貨資金マスター口座内で直接投資項目下の資金を元転せず、もとの直接投資項目

原直接投資項下账户（属于资金池内账户）进行结汇,是否仍享受意愿结汇?

答：退回成员公司直接投资项下账户进行结汇，不能享受意愿结汇，其结汇仍按现行法规执行。

28问：成员公司是否可将国内外汇资金主账户资金下划至池内其经常项目账户后进行结汇？该资金是否也可划入他行同名账户进行结汇？

答：经常项下资金从国内外汇资金主账户划至池内成员公司的经常项目账户结汇，也可划至他行同名账户进行结汇，但前提是企业和银行能够确保来源于国内外汇主账户资金性质为待划入的经常项目外汇资金。

29问：国内外汇资金主账户资金是否可划至具有结售汇银行资格的银行进行结售汇？

答：开户行可以和结汇行不同，但如结汇资金为直接投资项下资金及外债资金，银行应确保结汇资金在当天或第二天划回主办企业合作银行开立的人民币专用存款账户。

30问：第十五条允许国内、国际资金主账户可根据业务需要下设分账户。请问国内外汇资金主账户项下设分账户有哪些情况？国际外汇资金主账户项下设分账户也有哪些情况？

答：允许国内、国际外汇资金主账户管理设立分账户，主要是为了便于跨国公司根据自身的资金集中管理的特点，分性质、分企业进行集中管理。国内外汇资金主账户下根据归集资金的性质不同，可分别开设主办企业经常项目分账户、资本项目分账户等。或以归集的境内成员企业的名义开设分账户。国际外汇资金主账户可以归集的境外成员企业的名义开设分账户。也可以是不同币种的账户。

の口座（プーリング内の口座に属する）に戻して元転する場合、自由元転することはできるか？

答：メンバー企業がもとの直接投資項目の口座に資金を戻して行う元転は、自由元転を行うことはできない、その元転は依然として現行法規に基づき執行する。

問 28：メンバー企業は国内外貨資金マスター口座の資金をプーリング内の經常項目口座に振替えた後に元転することはできるか？当該資金は他行同一名義口座に入金して元転することができるか？

答：經常項目下の資金は国内外貨資金マスター口座からプーリング・メンバー企業の經常項目口座に入金して元転することも、他行同一名義口座に入金して元転することもできるが、企業と銀行が国内外貨マスター口座を源泉とする資金の性質を經常項目外貨資金として確実に保証できることが前提となる。

問 29：国内外貨資金マスター口座の資金は両替銀行資格を有する銀行に振替えて両替することはできるか？

答：口座開設銀行と元転銀行は異なっても良い、ただし元転資金が直接投資項目下の資金及び外債資金である場合、銀行は元転資金が当日あるいは翌日に幹事企業の取引銀行に開設した人民元専用預金口座に戻ってくることを確実に保証しなければならない。

問 30：第十五条は、国内、国際資金マスター口座が業務ニーズに基づきサブ口座を開設できると許可している。どういった状況で国内外貨資金マスター口座項目下にサブ口座を開設するか？どういった状況で国際外貨資金マスター口座項目下サブ口座を開設するか？

答：国内、国際外貨資金マスター口座がサブ口座を開設することを許可するとは、主に多国籍企業が自らの資金集中管理の特徴に基づき、性質と企業に分けて管理することを便利にするためである。国内外貨資金マスター口座は集中した資金の性質によって、それぞれ幹事企業の經常項目サブ口座、資本項目サブ口座等に分けて開設することができる。あるいは集中した域内メンバー企業の名義でサブ口座を開設する。国際外貨資金マスター口座は集中した域外メンバー企業の名義でサブ口座を開設することもできる。通貨種類の異なる口座も可能。

<p>31 问：一些跨国公司既有子公司，也有分公司，但分公司不具有法人资格，如何解决分公司对业务的需求呢？</p> <p>答：分公司也可以进入资金池，参照子公司办理。</p>	<p>問 31：多国籍企業は既に子会社を有し、分公司も有するが、分公司は法人資格を有していないため、分公司の業務上のニーズをいかに満たすべきか？</p> <p>答：分公司もプーリングに参加することができる、子会社の取扱を参照。</p>
<p>32 问：如果境内外一家企业只设立分公司(国内或国外)，是否可以申请资金集中运营管理？</p> <p>答：可以按照法规要求申请资金集中运营管理。</p>	<p>問 32：域内外の企業が分公司のみを設立している場合（国内あるいは国外）、資金集中運営管理を申請できるか？</p> <p>答：法規要求に基づいて資金集中運営管理を申請できる。</p>
<p>33 问：主办企业在进行外汇资金集中运营管理使用国内外汇资金主账户时，货物贸易出口收入是否需进入待核查账户？</p> <p>答：无需进入待核查账户。</p>	<p>問 33：幹事企業が外貨資金集中運営管理を行い、国内外貨資金マスター口座を使用する時、貨物貿易での輸出収入は審査待ち口座に入金しなければならないか？</p> <p>答：審査待ち口座に入金する必要は無い。</p>
<p>34 问：有关第三十八条，如何理解单一企业集团？</p> <p>答：单一企业集团是指要么仅有境内成员公司，要么是仅有境外成员公司的企业集团，虽然不符合在境内外均有成员企业的跨国公司概念，但仍可以按《规定》办理相关业务。</p>	<p>問 34：第三十八条に関連して、単一企業集団とは如何に理解すればよいか？</p> <p>答：単一企業集団とは域内メンバー企業しか有していない、または域外メンバー企業しか有していない企業集団を指す。域内外でいずれもメンバー企業を有しているという多国籍企業の概念には合致しないが、『規定』に基づき関連業務を取り扱うことができる。</p>
<p>35 问：第三十八条规定成员企业之间可直接划转资金，无需先上划至国内外汇资金主账户，再下划至成员企业，这是否意味资金池内账户间可以自由划转？</p> <p>答：第三十八条规定是指成员企业之间通过主办企业进行的委托贷款，可不用将资金上划至主办企业，再由主办企业发放贷款，可由成员企业间直接划转资金。这并不意味着账户间自由划转。</p>	<p>問 35：第三十八条ではメンバー企業間で直接資金振替ができ、国内外貨資金マスター口座で資金を吸い上げてからメンバー企業に配分する必要はないと規定しているが、これはプーリング内の口座間で自由に振替できることを意味するのか？</p> <p>答：第三十八条規定とはメンバー企業間で幹事企業を通じて実行される委託貸付の場合、幹事企業が一旦資金を吸い上げてから貸付を行う必要はなく、メンバー企業間で直接資金を振替できることを指す。これは口座間の自由振替を意味しない。</p>
<p>36 问：第三十八条规定“跨国公司资金集中运营管理框架下委托贷款，应遵守有关境内外汇贷款管理规定，无须开立并通过实体外汇账户办理相关业务”，这里实体外汇账户指</p>	<p>問 36：第三十八条では“多国籍企業の資金集中運営管理のフレームワーク下の委託貸付は、関連する域内外貨貸付管理規定を遵守しなければならないが、実体的な外貨口座を開設、経由して関連業務を取り扱うことは必須</p>

的是什么？

答：这里实体外汇账户是指汇发[2009]49号文中的外汇委托贷款专户或外汇委托贷款子账户，企业和银行可根据管理需求视情况决定是否开立外汇委托贷款专户。

37问：跨国公司有AB二家境内成员企业，其中A公司有收汇，要结汇，而B公司只有人民币，需要购汇后付汇，问跨国公司是否可以内部相抵后，向银行提出差额部分的结汇或购汇的申请？

答：目前，相关法规只允许财务公司可以申请结售汇资格，企业自身不能做内部结售汇。

38问：关于第四十条备案。现有客户如要求按新的法规简化审核材料，或现有企业要求变更账户框架的，如要求由两类账户变更为一类账户的，或6月1日后备案的企业运营当中出现账户方案变更的，是否要向外管局备案？

答：以上三种情况如不涉及业务种类变更的，跨国公司无须备案。但银行和企业要相应调整内部控制。

39问：随着外汇改革的深入，未来时间内有些政策若是更优于23号文件规定，企业是否可以享受最新政策？

答：采取必要的备案手续后，可以享受最新政策。

《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》  
政策解答(二)

1问：国际、国内外汇资金主账户内资金是否可以做账户质押？

ではない”と規定しているが、この実体的な外貨口座とは何を指すのか？

答：実体的な外貨口座とは匯發[2009]49号文書中の外貨委託貸付専用口座あるいは外貨委託貸付サブ口座を指し、企業と銀行は管理上の需要状況を見て外貨委託貸付専用口座を開設するかどうか決定できる。

問37：多国籍企業がA、B二つの域内メンバー企業を有し、A社は外貨入金があり元転をしたい、一方B社は人民元のみを有し外貨転して支払をしたい場合、多国籍企業は直接内部相殺を行った後、銀行へ差額部分のみの元転あるいは外貨転の申請を提出できるか？

答：現在、関連法規では許可された財務公司のみが両替資格の申請をすることができ、企業自身は内部両替をすることができない。

問38：第四十条備案（届出）に関して。ある企業が銀行に対し新しい法規に基づき審査資料簡素化を求める場合、あるいはある企業が口座スキームの変更を求め、例えば2種類口座（国内・国外マスター口座を同時に開設）を1種類口座（国内・国外マスター口座のいずれかを開設）に変更したい場合、あるいは6月1日以降に備案した企業で運用中に口座プランの変更がある場合、外管局への備案は必要か？

答：上記3つの状況は業務種類の変更ではない場合、多国籍企業の備案は必須ではない。ただし銀行と企業は相応に内部コントロールを調整しなければならない。

問39：外貨改革が深化するにつれて、将来の政策がもし23号文書規定よりも改善された場合、企業は直接最新政策を享受できるか？

答：必要な備案手続を取った後、最新政策を享受できる。

『多国籍企業外貨資金集中运营管理規定』  
政策解答(二)

問1：国際、国内外貨資金マスター口座内の資金に質権設定することはできるか？

答:主办企业向境内机构借用贷款时,不得对国际外汇资金主账户设立质押。鉴于国内外汇资金主账户资金已实行意愿结汇,主办企业可对该账户内资金设立质押。

2 问:国内外汇资金主账户内外债资金是否区分外债额度来源的企业性质而适用不同的外债结汇政策? 现有外债账户是否适用意愿结汇政策?

答:集中至国内外汇资金主账户中的外债均可按规定以主办企业名义办理意愿结汇,无须区分外债额度来源的企业性质,即无论是中资还是外资企业的外债均可意愿结汇。现有外债账户执行现行规定,不适用意愿结汇政策。

3 问:汇发[2014]23 号文第四条规定国内、国际外汇主账户之间净融入额不超过境内成员企业集中的外债额度,净融出额不得超过境内成员企业集中的对外放款额度。其中的“净”头寸的背景及含义是什么?

答:之所以采取“净头寸”管理,主要是考虑监管的有效性与便利性。流入(从国际外汇资金主账户向国内外汇资金主账户划入)与流出(从国内外汇资金主账户向国际外汇资金主账户划出)之差为正值时,应小于外汇核定的境内成员企业集中的外债额度;上述差为负值时,其绝对值应小于外汇局核定的境内成员企业集中的对外放款额度。

4 问:汇发[2014]23 号第十五条有关国内和国际外汇资金主账户透支问题,是否仅局限于隔夜?

答:跨国公司外汇资金集中运营管理中的账户透支应符合银行经营惯例和国际通行规则,但透支时间应合理,不能无限延长。

答:幹事企業が域内機関へ貸出を行う時、国際外貨資金マスター口座に質権を設定してはならない。国内外貨資金マスター口座の資金については、既に自由元転制度を適用しているため、幹事企業は当該口座内の資金に対して質権を設定することができる。

問2:国内外貨資金マスター口座内の外債資金は外債限度額の源泉である企業の性質によって区分され、異なる外債元転政策が適用されるか? 現在の外債口座は自由元転政策を適用できるか?

答:国内外貨資金マスター口座に集中された外債は全て規定に基づき幹事企業の名義で自由元転を行うことができ、外債限度額の源泉である企業の性質を区別する必要はなく、即ち中資だろうが外資だろうが企業の外債は全て自由元転が可能。一方、現在の外債口座は現行規定を執行し、自由元転政策を適用しない。

問3:匯発[2014]23 号文書の第四条は、国内、国際外貨マスター口座間のネット流入額が域内メンバー企業の集中した外債限度額を超過してはならず、ネット流出額が域内メンバー企業の集中した対外貸付限度を超過してはならないと規定している。その中の“ネット”ポジションの背景と意味は何か?

答:“ネットポジション”管理を採用する理由は、主に監督管理の有効性と利便性を考慮しているからである。流入(国際外貨資金マスター口座から国内外貨資金マスター口座への入金)と流出(国内外貨資金マスター口座から国際外貨資金マスター口座への出金)の差がプラスの時、外管局の査定した域内メンバー企業が集中した外債限度額を下回らなければならない;上述の差がマイナスの時、その絶対値が外管局の査定した域内メンバー企業が集中した対外貸付限度額を下回らなければならない。

問4:匯発[2014]23 号第十五条の国内と国際外貨資金マスター口座の当座貸越問題については、オーバーナイトに限られるのか?

答:多国籍企業外貨資金集中運営管理を行なっている口座の当座貸越は銀行の経営慣例と国際的に通用する規則に合致しなければならない、オーバーナイトの期間は

<p>5 問: 匯發[2014]23 号文規定, 境内銀行通过国际外匯資金主賬戶吸收的存款可在不超过 10% 的額度内境内运用。目前合作銀行分行的資金每日需上存至總行, 由總行統收統支, 請問 10% 額度内資金如何實現境内运用?</p> <p>答: 各銀行可根据相關規定, 結合各自經營實際, 確定 10% 資金境内运作的具體模式和具體路徑。原則上銀行分行吸收的国际外匯資金主賬戶存款, 应当按日全額上收總行, 由總行在境外開立專戶存儲, 90% 資金調至該專戶境外使用, 10% 資金留存境内使用。</p> <p>6 問: 匯發[2014]23 号文第二十二條規定, 成員企業歸集至主辦企業國內外外匯資金主賬戶内的外商直接投資項下外匯資金(包括外匯資本金、資產變現賬戶資金和境内再投資賬戶資金), 以及来源于国际外匯資金主賬戶的外債資金, 是否可按照原支付結匯制支付? 还是必須意願結匯后通过資本項目一結匯待支付賬戶對外支付?</p> <p>答: 企業可自主选择原支付結匯制支付或意願結匯后通过資本項目一結匯待支付賬戶對外付。</p>	<p>合理的でなければならず、無限に延長することはできない。</p> <p>問 5 : 匯發[2014]23 号文書は、域内銀行が国際外貨資金マスター口座を通じて吸収した預金は 10% を超えない限度内で域内において運用することができると規定している。現在銀行の支店の資金は毎日本店に吸い上げられており、本店がまとめて収支を行っているため、10% 限度内の資金はいかに域内で運用するのか?</p> <p>答: 各銀行は関連規定に基づき、各自経営状況に応じて、10% 資金を域内で運用する具体的なモデルと方法を確定する。原則として銀行の支店が吸収した国際外貨資金マスター口座の預金は、日々全額本店へ吸い上げ、本店の域外で開設した専用預金口に預入れるが、90% の資金は当該専用口座へ振替えて域外で使用し、10% の資金は域内使用に留めなければならない。</p> <p>問 6 : 匯發[2014]23 号文書の第二十二條で規定している、メンバー企業が幹事企業に集中した国内外外貨資金マスター口座内の外商直接投資項目下の外貨資金(外貨資本金、資産現金轉換口座の資金と域内再投資口座の資金を含む)及び国際外貨資金マスター口座を源泉とする外債資金は、もとの元転支払制度に照らして支払うことができるか? それとも必ず自由元転後に資本項目 - 元転支払待ち口座を通して対外支払しなければならないか?</p> <p>答: 企業はもとの元転支払制で支払うか自由元転後の資本項目 - 元転支払待ち口座を通じて対外支払を行うかは、自主的に選択できる。</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室  
 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大廈 22 階 照會先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007